

保 介 第 4 号  
平成 31 年 4 月 19 日

介護サービス事業所 管理者 様  
高齢者福祉施設 施設長 様  
地域包括支援センター 管理者 様

保健福祉局高齢社会部介護保険課

本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に伴う  
介護報酬等の請求等の取扱いについて

日頃から、福岡市介護保険事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標記の件につきまして、厚生労働省老健局から事務連絡がありましたので、貴事業所の職員の皆様にご周知いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

## 記

### 1 概 要

本年 4 月サービス提供分（5 月提出分）に係る請求明細書の各国保連への提出期限については、10 連休による影響等を踏まえ通常の 5 月 10 日までではなく、5 月 13 日とする。

### 2 通知等掲示場所

福岡市ホームページ>健康・医療・福祉>高齢・介護>事業者の方へ>事業者の方へ>お知らせ>介護保険事業者等への通知関係

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/jigyousyasido/health/00/04/5-010101.html#01>

#### 【連絡先】

保健福祉局 高齢社会部 介護保険課  
保険給付係 嶋立・杉本

TEL : 092-733-5452

FAX : 092-726-3328